誓約書

　　苫小牧市ゼロカーボンハウス補助金の太陽光発電設備の申請にあたり、以下のとおり誓約します。

　　設置する太陽光発電設備において、発電した余剰電力を売電する場合、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(以下、FITという)の認定を取得しません。

　　委任状(様式第20号)による調査の結果、FITの認定を受けていることが明らかになった場合、申請した太陽光発電設備(蓄電池を含む)は補助対象外となることを承知しました。また、以下についても、理解した上で補助申請いたします。

１　法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、Ｊ－クレジット制度への登録を行わないこと。

２　設備設置により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。

３　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

４　一つの場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

５　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書、竣工試験データを含む完成図書等を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

６　発電した電力量の30％以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。

７　補助対象機器を取得した日から起算して、減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(要綱別表4)に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しないこと。

令和　　年　　月　　日

申請者氏名